

平成31年度事務分配等規程

平成30年12月14日

奈良家庭裁判所

平成31年3月15日改正

奈良家庭裁判所の平成31年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第1条（裁判官の配置及び開廷の日割）

本庁、支部及び出張所の裁判官の配置並びに開廷の日割を別表第1のとおり定める。ただし、本庁、各支部及び吉野出張所（以下「出張所」という。）における開廷の日割の詳細については、当該本庁、支部及び出張所の裁判官の申合せにより定める。

第2条（裁判事務の分配）

1 本庁及び葛城支部における事件の具体的な分配については、本庁及び葛城支部のそれぞれの裁判官全員の申合せにより定める裁判官が担当する。

2 次に掲げる葛城支部における事件は、本庁において取り扱う。

(1) 差戻事件及び再審請求事件のうち、葛城支部で裁判所を構成することができない事件

(2) 葛城支部の合議体でした観護措置決定及び更新決定に対する異議事件

3 五條支部における事件は同支部の裁判官が、出張所における事件は同出張所の裁判官が、それぞれ担当する。ただし、差戻事件及び再審請求事件は、本庁に分配する。

4 休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。以下、同じ。）における観護措置決定、観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに国選付添人選任手続については、全裁判官の申合せにより定める裁判官が担当する。

第3条（事件の回付）

1 本庁、支部及び出張所相互間における関連事件の処理については、当該裁判

官が協議して、これをそのいずれかに集めることができる。

- 2 管轄区域の定めに応じて提起等された事件について、本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき、支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないとき又は出張所に係属する事件を当該出張所で処理することが相当でないときは、当該裁判官が協議して、本庁に係属する事件を支部又は出張所に、支部に係属する事件を本庁、他の支部又は出張所に、出張所に係属する事件を本庁又は支部に移すことができる。
- 3 管轄区域の定めに反して提起等された事件について、同事件を本来審理すべき本庁、他の支部又は出張所に移すことができる。

第4条（裁判官に差し支えあるときの代理順序）

- 1 本庁の裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第2のとおり定める。
- 2 支部及び出張所の裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第3のとおり定める。
- 3 合議事件の代理裁判長及び代理裁判長の代理順序を次のとおり定める。
 - (1) 本庁の合議事件の代理裁判長を永谷幸恵裁判官とし、同裁判官に差し支えのあるときは岩崎邦生裁判官が代理する。
 - (2) 葛城支部の家事合議事件の代理裁判長を島村雅之裁判官とする。
- 4 前各項によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第5条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えのあるときは、本庁の永谷幸恵裁判官が代理し、同裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 葛城支部の支部長に差し支えのあるときは、同支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理し、いずれの裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 五條支部の支部長に差し支えのあるときは、葛城支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理し、いずれの裁判官にも差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

4 出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (本庁, 支部及び出張所の裁判官の配置及び開廷の日割)

1 本庁 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁 判 官 (所長)	大 島 眞 一
裁 判 官	永 谷 幸 恵
裁 判 官	島 岡 大 雄
裁 判 官	岩 崎 邦 生
裁 判 官	織 田 佳 代
裁 判 官	藤 本 ちあき
裁 判 官	井 上 直 樹
裁 判 官	重 田 純 子
裁 判 官	中 山 登
裁 判 官	佐々木 健 詞

2 支部及び出張所

葛城支部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁 判 官 (支部長)	奥 田 哲 也
裁 判 官	檜 皮 高 弘
裁 判 官	島 村 雅 之
裁 判 官	西 前 ゆう子
裁 判 官	寺 村 隼 人

五條支部 (月, 火, 水曜日)

裁 判 官 (支部長)	西 前 征 志
-------------	---------

吉野出張所 (金曜日)

裁 判 官 (填補)	西 前 征 志
------------	---------

別表第2(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

本庁

事件種別	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序
人訴訟事件	永谷裁判官 織田裁判官 佐々木裁判官	織田裁判官 永谷裁判官 永谷裁判官
別表第一審判事件(即日審判事件を除く。)	永谷裁判官 織田裁判官	織田裁判官 永谷裁判官
別表第一審判事件のうち即日審判事件	大島裁判官 永谷裁判官 織田裁判官	永谷裁判官 織田裁判官 織田裁判官 大島裁判官 永谷裁判官 大島裁判官
別表第二審判事件	永谷裁判官 織田裁判官	織田裁判官 永谷裁判官
調停事件	大島裁判官 永谷裁判官 織田裁判官	永谷裁判官 織田裁判官 織田裁判官 大島裁判官 永谷裁判官 大島裁判官
その他の事件	永谷裁判官 及び 織田裁判官	藤本裁判官 西川裁判官 島岡裁判官
少年事件	担当裁判官	佐々木裁判官 織田裁判官 永谷裁判官 岩崎裁判官 重田裁判官 中山裁判官 藤本裁判官 井上裁判官 島岡裁判官

別表第3(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

1 葛城支部

事件種別	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序
人 事 訴 訟 事 件	奥田裁判官	島村裁判官 西前ゆう子裁判官 檜皮裁判官
	島村裁判官	西前ゆう子裁判官 奥田裁判官 檜皮裁判官
	西前ゆう子裁判官	奥田裁判官 島村裁判官 檜皮裁判官
	寺村裁判官	奥田裁判官 島村裁判官 西前ゆう子裁判官
少 年 事 件	奥田裁判官	島村裁判官 檜皮裁判官 西前ゆう子裁判官
	檜皮裁判官	西前ゆう子裁判官 奥田裁判官 島村裁判官
	西前ゆう子裁判官	奥田裁判官 島村裁判官 檜皮裁判官
	寺村裁判官	奥田裁判官 島村裁判官 西前ゆう子裁判官

2 五條支部及び吉野出張所

支部及び出張所	差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官及びその代理順序
五 條 支 部	西前征志裁判官	西前ゆう子裁判官 島村裁判官 寺村裁判官 佐々木裁判官
吉 野 出 張 所	西前征志裁判官	島村裁判官 西前ゆう子裁判官